

氏 名 野呂田 純一

学位(専攻分野) 博士(学術)

学位記番号 総研大乙第221号

学位授与の日付 平成25年3月22日

学位授与の要件 学位規則第6条第2項該当

学位論文題目 幕末・明治の美意識と美術政策

論文審査委員 主 査 准教授 Frederik CRYNS
教授 稲賀 繁美
准教授 榎本 涉
教授 川口 幸也 立教大学
教授 佐藤 道信 東京藝術大学

論文内容の要旨

本論文は幕末から明治中期までの約30年間を大別して、幕末から明治10年頃までの時期（第1段階）、次の大日本帝国憲法が發布され、帝国議会が開設される1890年頃までの時期（第2段階）、そして、それ以後明治30年頃までの時期（第3段階）に分けて分析を行っている。「美術」はその領域が独立したものとして社会的な認知を得られるようになる以前の、第1・第2段階においては、政府の勸業政策や「皇室」の尊厳の維持に資する政策に従っており、第3段階に至って、ようやく独立した領域を確保するためのプロセスに入っている。

本論文は緊迫した外交・政治・経済状況を背景とするそうした各段階において、万博参加等を通じて、西洋の「美術」に関わることば・概念、応用美術博物館等の美術に関わる諸制度、美術思想や美意識が国内に流入するにあたり、政府が前代の日本社会に存在し、維新により廃絶や破壊・流出に追い込まれた（美術的なもの）を、どのように再利用、再編成していったのかを明らかにすることを目的としている。

近年の美術史研究のパラダイムでは「国家」を鍵概念として、「日本美術史」など、これまで美術関係者が自明としてきたものに対して、その起源に遡って分析のメスが入り、「国家」による創作性、国民への「教化」などの「政治性」が存在していたことが明らかにされてきた。しかし、そこでは「国家」が強調されすぎる反面、美術政策を建議・実行した個々の官僚の思想性等が分析されておらず、その結果として、彼らが設立した美術諸制度等へそれらがどのように影響したのかについて、大きく見落とされてきた。本論文はその見落とされた「個人性」から美術政策の形成過程とその結果を描き出していくものである。

第1章では、幕府外交文書の原資料『仏国博覧会御用留』の中から、幕府開成所教授村上英俊と翻訳御用塩田三郎の記名を発見し、両者の和訳の比較を行った。その結果、通説とは異なり、ウィーン万博より、数年早い慶応年間には村上がほぼ正確な意味で西洋「美術」概念を把握していたことを明らかにした。

第2章では、ウィーン万博関係の原資料間の照合から、ウィーン万博出品区分における複数の訳文の存在とそれら相互の関係性、そして、「美術」という概念の出自は通説とは異なり、出品区分第24区にある独語“Kunst”の和訳にあることを明らかにした。

第3章では、同じく原資料間の照合から、現在では「よき趣味」と和訳される独語“guter Geschmack”が、当時、政府において「風雅」と和訳されたこと、日本出品の中では唯一、「姫路革」がその「よき趣味」を称える賞を受賞していたことをその意味とともに明らかにした上で、西洋の「よき趣味」と江戸期から継承した「風雅」という美意識には「簡素さ」「気品」といった共通項があったことを提示した。

第4章では、明治初期の博物館における古器物保護・収集政策の一体性や、江戸期の「宝物観」を博物館収蔵基準として継承していたことを明らかにした。また、「華族宝物調査」「壬申検査」で作成された「宝物」リストを分析し、歴史上名誉ある人物との「由緒」を持つ物品等が、「家宝」「寺宝」「神宝」として継承されていることも明らかにした。

第5章では、元幕府開成所頭取並目賀田帯刀が慶応年間に構想した「百工館」の内容を明らかにしたが、これは日本最古の、「博物館」という名称を使用した「商品陳列所」構想

の発見となる。また、工部省・正院博覧会事務局の「勸工」政策の変遷は、江戸期以来の多くの「(手)工業」の中から、輸出の見込みのある製品に特化される過程でもあり、正院博覧会事務局塩田眞がフィラデルフィア万博への出品に際して、漆器や陶磁器、銅器の「装飾」費用の優先的な貸付を有力貿易商や「名のある工人」に対して行っていたことを明らかにした。

第6章では、内務省の「美術」政策の特質を分析した。同省の勸業政策の中心人物である勸商局長河瀬秀治による「美術 験 究 場」構想を発見し、その構想内容と第一回内国勸業博覧会の〈美術館〉の展示内容から、内務省ではフィラデルフィア万博における、「応用美術」をも含む「美術」区分を受容しており、前代の刀装技術等を再利用した、「装飾」性の強い陶磁器・銅器などの国内生産を強力に推進するものであったことを明らかにした。

第7章では、「帝室技芸員」の制度化構想を含む「学芸寮の建議」が大蔵省(太政官)大書記官矢野文雄から参議大隈重信に提出されたことを明らかにしたが、それと大隈建議「三議一件」や矢野の師福沢諭吉『帝室論』との比較から、同構想は福沢から矢野へ、矢野から大隈へ伝達されたことも確認できた。また、1879年頃から佐野常民は江戸期から継承した文人画の「写意性」と尊王(忠孝)思想をかみ合わせた美術思想を持つようになり、自身が会頭である龍池会において、「帝室」と「美術」の結びつけに強い影響を与えたことを明らかにした。

第8章では、第一回観古美術会(1880年)という展覧会は、「考古」を趣味とする江戸期以来の私的な人脈やその鑑識眼を成立基盤としていたこと、そして、中国(明・清)に由来する文人意識や文人的美意識を持つ人々を周りに配した、農商務省博覧会掛兼博物局芸術課長山高信離が同時代の美術政策の最高責任者であったことを明らかにした。また、佐野と行動を共にする山高は内国絵画共進会において「帝室」の尊厳を維持する美術政策を実行していたことを明らかにした。

第9章では、宮中顧問官佐野常民が反伊藤(博文)色の強い宮内省幹部との連携の中で帝室技芸員制度を成立させ、その後の人選も事実上、日本美術協会が行っていたことを東京国立博物館所蔵資料から明らかにした。その一方で同省においては九鬼隆一が自身が長期間をかけた「全国宝物取調」の結果を元に京都で「時代品展覧会」を開催したが、ここでは個々の時代間の「連続性」を実物で示すことで「日本美術史」を提示していたことを明らかにした。

以上の分析により、これまででない、新しい4つの研究視野が開けた。明治20年頃制度化された美術諸制度はいずれも1880年前後の政治・経済上の危機対応として、大蔵省・農商務省という経済官庁の中で、官僚個人の「美術」認識が強く反映されて建議・実行された「結果」であること、その形成・実行過程には思想を共有する官僚の二層構造が存在していたこと、また、明治初期から少なくとも明治20年頃までの政府主催の「美術」展は中国(明・清)に由来する文人意識や文人的美意識を共有する私的な人的結合の存在がその成立基盤であったこと、更に江戸期から継承された博物館もしくは華族・社寺の宝物は、直接的な勸業政策の実施時期には「古代模様」編纂の参照元となったが、その後、観古美術会での展観など「帝室」と「美術」の結びつけに再利用されており、古社寺保存法による「国宝」概念の確定以前は、質的に異なる政策の中で「美術」が再利用され続けていたことの4つである。

本論文は明治期における、西洋美術（文化）の受容基盤としての江戸期の文人文化を浮き彫りにし、現代まで続く美術諸制度の設計には、明治期の官僚個人の思想性など、「個人性」の差異が決定的な役割を果たしたことを明らかにした。

博士論文の審査結果の要旨

本学位申請論文は、1890年代に明治国家の美術行政が制度的に一応の完成を見るに至るまでの、いわば「美術成立以前」の試行錯誤の経緯について、従来の定説を塗り替える画期的な業績である。多くの新発見の一次資料を議論の要所に据え、的確に論述を展開し、ほぼ各節で先行研究に再考を迫り、認識の刷新を促している。400字詰めにして1200枚に達する紙面を費やす大作であるが、ほぼ編年的な記述の中で、個々の美術行政の立案・施行に至る錯綜や利害対立に、着実な見通しを与えている。その議論構築には堅固な説得力がある。また、貿易史など経済史的知見、官僚組織の改変や皇室行政を巡る官僚たちの動向といった政治史的知見をも踏まえて美術行政の現場に踏み込む作業は、従来ほぼ手付かずのままであった。

その具体的な成果と意義を以下に要約する。

第一に「美術」概念の受容過程について、幕末期すでに渡邊崋山や村上英俊らが西洋での「美術」概念に理解を示していることを明らかにした。特に、申請者の資料発掘は、1872年ウィーン万国博覧会に「美術」概念受容の濫觴を見る従来の説に再考を迫る。さらに、ウィーン万国博覧会出品規則原文と複数の翻訳案との比較からは、博物学的な「珍器」への興味とは一線を画した Guter Geschmack「よき趣味」への理解が、殖産興業・輸出産品製造のための指針とされた可能性が検証された。とりわけ「姫路革」が「風雅」賞を獲得した実績は、輸出工藝の「美意識」を方向付け、それは佐野常民が龍池会を母体に明治輸出陶磁器の絵付けで推進する、細密写実描写重視の方針に反映されたことを明らかにした。

第二に殖産興業政策における輸出助成事業について、申請者は、目賀田帯刀による「百工館」建議に本邦初の博物館構想を見出した。それが大隈重信経由で工部省勸工寮における輸出貿易政策に発展し、起立工商会社によるフィラデルフィア博覧会への出品助成へと展開する。その背後には1875年の博物館事務局の内務省移管がある。これに伴い「華族宝物調査」や「古社寺調査」に基づき古器旧物を蒐集する「集古館」から、輸出振興策の一環としての「博物館」への政策転換があった。申請者は内務大丞・河瀬秀治と博覧会事務局副総裁・佐野常民との議論にその転換点を見出す。パリ万国博覧会準備を兼ねた、1877年の第一回内国勸業博覧会に設けられた「美術館」の実態は従来不明であったが、申請者は外務省外交史料館フィラデルフィア博覧会関係文書と尼崎教育委員会所蔵資料とを交差させ、詳細を解明している。

第三に帝室技藝員制度に至る政治的背景について、申請者は福澤諭吉の『帝室論』と、慶應義塾出身で、大隈のブレインとなった矢野文雄の「学藝寮」建策とに密接な関連を見出し、英国王室のアルバート公による工業美術奨励が思想的淵源をなすことを立証した。絵師・道具師を幕藩体制崩壊による失業から「救済」する身分保障政策と、「美術家」という社会身分の創出とは、帝国議会設置に先立つ「皇室財産」分離による財源確保と表裏一体に進行したことを明らかにした。J. L. Bowes、C. Dresserの1876年の訪日報告の役割もここに的確に位置づけられた。

第四に美術行政が農商務省や宮内省に跨って制度化された経緯について、申請者は『工藝百図』や「観古美術会」の詳細を明るみに出すとともに、松戸市戸定歴史館所蔵資料を元に、「古器物保存」と「美術勸奨」とを仲立ちした山高信離農商務省藝術課長・美術工藝

部長の役割を解明した。ここで、大日本農会や大日本水産会に平行して同省藝術部で「龍池会」の運営組織が整備されたことも明確となった。また E. F. Fenollosa の「美術真説」が第一回内国絵画共進会の設立のために活用され、皇居造営に動員された絵師を中心に、皇室技藝員の中核が構成された経緯も、野口勝一の私家版資料ほかを頼りに解明された。さらに、文部省での美術行政の一元的統制が宮内省の反伊藤博文勢力の動きも絡まって失速した顛末、結果的に北米帰国後の九鬼隆一を中心に、宮内省主導で帝国博物館設立や古器物保存法制定がなされた政治状況なども、一次資料によって確定された。

第五に、「美術」の制度的成熟の思想史的側面について、とりわけ 1878 年パリ万国博覧会準備の『工藝志料』でいち早く陶磁器の時代別様式論が提案され、国立国会図書館古典籍資料室の「前田正名文書」にみえる「九鬼隆一[美術意見]」に、時代の「精神ヲ保存」する「宝庫」としての「美術」を「展示」する事業の意義が力説されている点の解明は重要である。なぜなら、一方で「臨時宝物取調べ」の思想的背景が摘出され、他方で平安遷都千百年記念祭の「時代品展示会」構想の由来が確定できるからである。この延長上に、岡倉覚三主導による、1892 年シカゴ万国博覧会の日本古美術の時代別展示構想が位置づけられよう。

申請者の調査は、国立国会図書館古典籍資料室・憲政資料室、東京文化財研究所、外務省外交史料館、東京都公文書館ほかの多岐にわたる。論証に不可欠な新資料を厳選抽出し、的確に解釈し、議論を系統だてて構築する手腕は高く評価される。ただ瑕疵として、産業美術振興に関する欧米同時代の動向を論じた未邦訳外国語研究文献への言及のないこと、一次資料の読みや転写にやや誤謬が残ることが指摘された。また、アクセス困難な一次資料の保存状況や書誌データについてより詳細な情報を摘要として補えば、後続の研究者にとって著しく有益であるとの指摘があった。一方、本論文は、狭義の美術史学にはとどまらず、経済史学、政治史学に貢献する学際的成果を総合し、明確かつ綿密な論述が行われている。また、先行研究への言及と批判に関しても目配りは周到かつ的確である。以上の認識に立脚し、審査委員会は全員一致で、本論文を学位授与に相応しい業績と認定した。